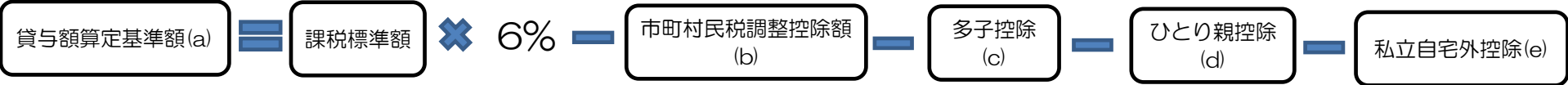


令和8年度 帯広市奨学金収入基準

収入基準：生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること

※R6の収入による

◎貸与額算定基準額算出方法



※100円未満切り捨て

◎収入の上限額の目安

- (a)市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります(以下の例外を除く)。
・ふるさと納税等により寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減免処置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。
- (b)政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、市町村民税調整控除額に3/4を乗じた額となります。
- (c)生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報又は申込時の申告人数のうち、小さい人数を適用します。
(例)生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、(3-2)人 × 40,000円 = 40,000円となります。
- (d)ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。
- (e)申込時点で本人が私立の大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校、高校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。申込時点で本人が進学前の場合は、適用されないため一律0円となります。

世帯人数	想定世帯構成	世帯の年間の給与収入金額
2人	本人、親A	761万円
3人	本人、親A、親B(無収入)	716万円
4人	本人、親A、親B※1、中学生	803万円
5人	本人、親A、親B※1、中学生、小学生	905万円

※1 親Bは、例として、収入300万円としています。
※2 表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

(例)

◎課税標準額算出方法



※1,000円未満切り捨て

父：課税標準額3,400,000円	本人：大学進学予定				
母：課税標準額450,000円	弟：中学校				
	妹：小学校				
課税標準額	市町村民税調整控除額	多子控除	ひとり親控除	私立自宅外控除	貸与額算定基準額
3,850,000円 × 6% —	3,000円	— 40,000円 —	0円	— 0円	= 188,000円 ≤ 189,400円
→計算結果が収入基準額以下なので、該当します。					